

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

平成26年6月6日提出

伊丹市長 藤原 保 幸

理 由

投票管理者等及び附属機関の委員等の報酬額を明示するため。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（平成26年伊丹市条例第号）

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第391号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「月額による」を削り、同条中第2項を第3項とし、第1項を第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

特別職の職員のうち報酬が日額又は回数をもって定められている者には、その職務に従事した日数又は回数により報酬を支給する。

第5条の見出しを「（委任）」に改め、同条中「規則で」を「任命権者が別に」に改める。

別表を次のとおり改める。

別表

報酬及び費用弁償額

区分	報酬額	費用弁償額	
行政委員会の委員等	市議会選出監査委員	月額 53,400円	市職員等の旅費に関する条例（昭和31年条例第40号）別表中、市長等の旅費相当額
	選挙管理委員会委員長	〃 118,800円	
	同 委員	〃 64,900円	
	教育委員会委員長	〃 177,300円	
	同 委員（教育長に任命された場合を除く。）	〃 150,500円	
	公平委員会委員長	日額 17,200円	
	同 委員	〃 14,500円	
	農業委員会会長	月額 59,000円	
	同 委員	〃 46,700円	
	固定資産評価審査委員会委員長及び審査長	日額 17,200円	
	同 委員	〃 14,500円	
投票管理者	日額 15,700円		

投票管理者等

期日前投票管理者（選挙事務を委嘱された市職員又は選挙管理委員会事務局職員が兼ねる場合を除く。）	日額 13,100円 ただし、開設時間が短い場合は、13,100円以内において選挙管理委員会が定める額
投票立会人	日額 13,400円 ただし、立会時間内に交代する場合その他立会時間を短縮する場合は、13,400円以内において選挙管理委員会が定める額
期日前投票立会人（選挙事務を委嘱された市職員又は選挙管理委員会事務局職員が兼ねる場合を除く。）	日額 11,100円 ただし、立会時間内に交代する場合その他立会時間を短縮する場合は、11,100円以内において選挙管理委員会が定める額
指定病院等における不在者投票の外部立会人	日額 10,700円 ただし、立会時間が8時間30分に満たない場合は、実働時間に応じて10,700円以内において選挙管理委員会が定める額
開票管理者	1回 13,100円
開票立会人	1回 11,100円
選挙長	1回 12,400円 ただし、開票管理者を兼ねる場合は、13,100円
選挙立会人	1回 10,500円 ただし、開票立会人を兼ねる場合は、11,100円

	投票事務従事者	1回 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和25年法律第179号）の規定による投票所経費等の積算単価のうち従事者に係る単価を基準として、選挙管理委員会が、市長と協議の上、予算の範囲内で定める額
	開票事務従事者	
附属機関の委員等	附属機関の委員 (1) 次号に掲げる附属機関以外の附属機関 ア 会長及び委員長 イ 委員	日額 12,000円 日額 11,000円
	(2) 介護認定審査会及び障害支援区分認定審査会 ア 会長及び委員長 イ 委員	日額 18,600円 日額 17,100円
	専門委員	日額 8,400円
	附属機関の委員に準ずる特別職の非常勤職員	日額12,000円以内において任命権者が定める額
	上記以外の特別職の非常勤職員	日額34,900円（極めて高度な専門性を要する職務である等、その額により難しい特別の事情があると任命権者が認める場合にあつては、100,000円）以内において任命権者が定める額

付 則

この条例は、公布の日から施行する。